

放射線取扱者の登録手順（学生）

◆RI, 放射線発生装置, X線装置, 電子顕微鏡 (100 kV以上) を教育研究で使用する学生を対象

※監視区域専従作業者に関しては教育訓練の受講のみ

教職員に通知⇒学生に周知

【7・10・1月】 初めて登録する者(立入前)

- ①熊大ポータル内PMSRで新規登録申請を行う
- ②健康診断(問診・血液検査)を受診する(立入前)
- ③新規放射線取扱者教育訓練の受講

登録完了

放射線取扱者手帳の発行

ガラスバッジの配布

教職員に通知⇒学生に周知

【4月】 初めて登録する者(立入前)

- ①熊大ポータル内PMSRで新規登録申請を行う
- ②健康診断(問診・血液検査)を受診する(立入前)
- ③新規放射線取扱者教育訓練の受講

登録完了

放射線取扱者手帳の発行

ガラスバッジの配布

教職員に通知⇒学生に周知

【7月】 定期健康診断受診

受診確認後

ガラスバッジの継続配布

教職員に通知⇒学生に周知

【1月】 定期健康診断受診

受診確認後

ガラスバッジの継続配布

教職員に通知⇒学生に周知

【3月】 次年度も継続して登録する者

- ①熊大ポータル内PMSRで更新登録申請を行う
- ②放射線取扱者(更新)教育訓練の受講

※1月の健康診断受診必須！

※3月の更新に間に合わなかった場合は随時教育訓練(一部省略)の受講可能。ただし健診は必須事項。
※1月検診を受けなかった場合は、7月の定期検診までに各自自費で健康診断を受診し、放射線手帳を発行しておくこと。

2年目以降